

民主党の政権公約

マニフェスト

Manifesto

まっすぐ
ひたむきに。



政権交代で日本を変える。

The Democratic Party of Japan

民主党



まっすぐに、
ひたむきに。

国民とともに、新しい政治、
新たな日本を創る

— 岡田克也の考える日本。 —

日本人には力があり、
地域にはあらゆる可能性がある

まっとうな社会をつくる
政治が自らの様を正す

未来への責任を果たす勇気を

今、転換の時代にのぞむ

今日の日本は方向を見失い、勤勉という日本人のすぐれた特質を生かすこともできず、空回りしている。先行きの見えない経済、忍び寄る雇用不安、年金不信に象徴される強い将来不安、教育の荒廃、犯罪の凶悪化、そして漂流する日本外交。その原因是、高度成長時代から少子高齢化時代への転換の中で、この国が新しい時代に対応できていないことがある。

高度成長期を通じて、経済的に、物質的に豊かになる過程で、日本人は多くのものを失ってきた。働くこと、それ自体が目的となり、家庭が顧みられなくなった。日本人は、「豊かな」人生を送ることを忘ってしまった。経済成長にすべてのエネルギーを費し、対米依存の外交・安全保障の構造ができあがり、国として自ら考え、行動するという「自立性」が失われた。中央集権体制の下で、地域の「自立性」も失われた。

私は、日本人には力がある、可能性があると信じている。同時に、日本のエネルギーは地域にあると確信している。国民の多くは、自分のことだけでなく、家族のこと、友人のこと、地域社会のこと、公のことをまじめに考え、一生懸命に生きている。次の世代に責任を負う覚悟を持っている。一人ひとりには、困難な課題に向き合い、挑戦する力がある。この国には、未来がある。

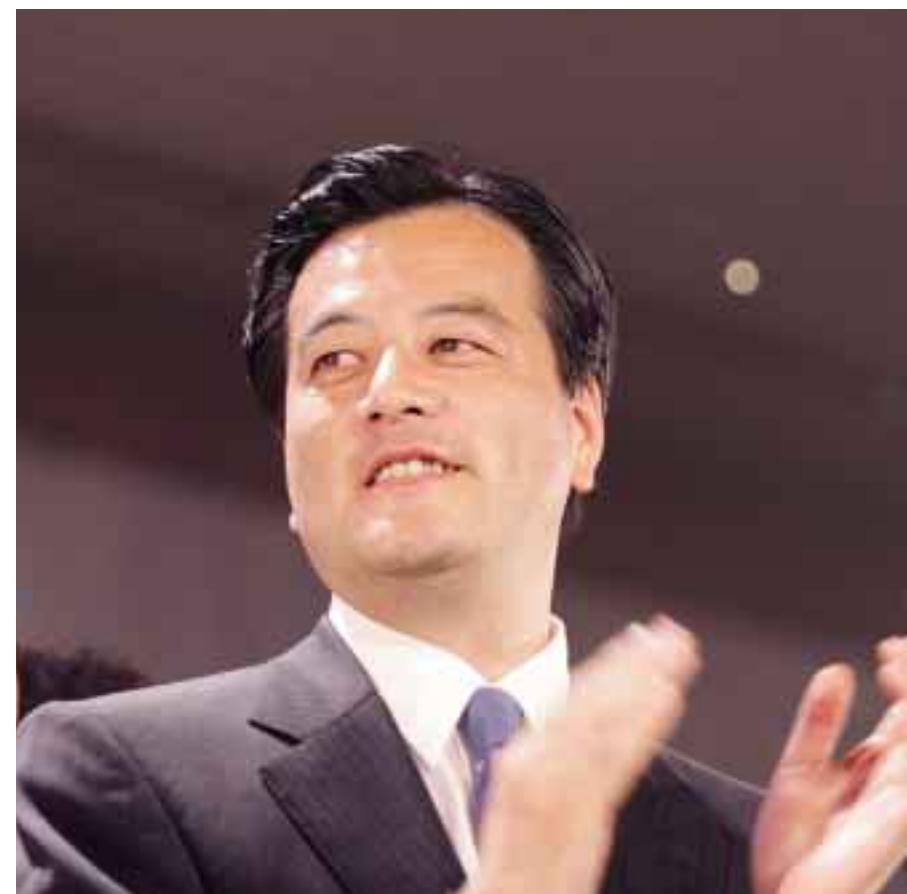
日本人一人ひとりに力があり、地域にそのエネルギーが満ちあふれているというのに、それに気づかず、あるいは気づかぬふりをして、官僚主導の政治、古い政治家たちによる利益配分の政治が続けられている。政治が新しい時代に合った仕組みをつくることができずに、社会全体が強い閉塞感に覆われている。

次の世代に夢のある日本を残すためには、この国を変えなければいけない。この国の政治を変え、本当の改革を成し遂げなければならない。今なら、まだ間に合う。

まず、政治が自らの襟を正す

政治の本来の使命は、この国の将来に備えて、大きな方向を指示することであり、それを具体的な形に変えていくことである。状況に流されず、時間軸を持った骨太の政策を練り上げていくことである。将来を見通し、現実を直視し、不安を取り除くことである。私たちの将来を見据えて、10年先、30年先を見通した、新しい政治に今こそチャレンジしていくなければならない。

そのためには、何よりもまず、政治の立て直しが必要である。私は政治家になって以来15年間、政治改革に邁進してきた。国民から遠くなってしまった政治を国民の手に取り戻し、国民の意思が政治に反映される、真の民主主義社会を実現したいとの一念で、政治家を続けてきた。



立直な政治

政官業ゆきの構造を断ち切り、既得権益を守るために「政治を私する」歪んだ現状と決別しなくてはいけない。国民から選ばれた政治家が「シロウトには分からぬ」と言いつつ、世間の常識が通用しない特殊な狭い業界に安住していくには、国民と向き合った政治を実現することもかなわない。とりわけ、「政治とカネ」にまつわる事件がこれ以上続くことのない、透明度の高い、開かれた、正直な政治を確実なものとすることから始めたいと思う。そして、この国の政治に合理性を取り戻し、誰もが納得のできる、身近で、分かりやすい、普通の政治に変えていくこと、それが私の仕事である。

民主党は、その責任を果たすために生まれ、存在している。既得権益や既成概念にとらわれることなく、国民の立場で議論する、それが民主党だ。私は、民主党の代表として、この時代の転換期を変革のためのチャンスととらえ、この国の政治の変革に愚直なまでに挑戦していきたい。夢のある日本を創り出したいと考えている。いま必要なのは、政治のリーダーシップである。

まとうな社会をつくる

日本人一人ひとりの持つエネルギー、地域の持つエネルギーを解き放ち、日本の元気を取り戻すために、政治がなすべきことの第1は、「地域のことは地域で決める」分権社会へと国のかたちを大きく変えていくことである。社会保障制度の基本的枠組みづくりや、マクロ経済運営、危機管理や外交といった、地域ではできないことを中央政府がやるという発想の転換をすべきである。地域の中で、人々はお互いに支え合いながら、子どもや家族を大切にし、自分たちの意思で豊かな暮らしを実現していくことができる。民主党は、どの政党よりも、分権国家・日本の実現を高く掲げている。

第2は、「市場のことは市場に」委ねて、国民の元気が経済活動に生かされる社会にすることだ。市場を通じた自由な競争が経済の活力をもたらし、新たな産業や雇用を生み、多様な職業の選択を可能にすると私は思っている。国の役割は、規制を撤廃し、官庁の過剰な関与を排除し、公正な競争を確保するためのルールを設定、監視することに限定されるべきである。公正なルールの下で、国民の活力が健全に競い合う仕組みへと、日本経済は立て直されなければならない。

第3に、政治の最も重要な役割は、個人の自由を大切にしながら公正な社会をつくることだ。公正な社会とは、例えば中間層の厚みがあり、懐の深い社会、多様な生き方が互いに尊重される社会、選択の機会が公平に保障される社会、次の世代に対して責任を果たす社会、まじめに働く人が報われる社会、失敗した人にも何度もチャンスが与えられる社会、そして努力しても報われなかった人にも手を差し伸べる社会。こうした自由で公正な、「まとうな社会」を築き上げることである。

私自身、3人の子どもを持つ親として、こうした社会を創り出し、次の世代に夢のある未来を受け継ぐために、教育が果たすべき役割は大きいと考えている。これまで経済成長に多くのエネルギーを振り向けてきたように、これから日本の日本はより大きなエネルギーを「人」の育成、教育へと振り向けていかなければならない。

そしていま、政治が本気で取り組まなければならないのが外交である。国連を中心とした国際協調があまりにも軽視されている。現実に立脚しながらも、理想を忘れてはならない。日米関係は、今後とも日本の安全保障にとって極めて重要なものであるが、何よりもまず、両国の中に「自立と対等の関係」を創り出していくものでなければいけない。外交の基本は、隣国との相互交流・信頼醸成・協力関係の構築にある。「アジアの中の日本」を再構築し、時代に合わせて韓国や中国、あるいはASEAN諸国とのより進化した関係を創り出すことなしに、自立した外交も本当の安全保障も手にすることはできない。

未来への責任を果たす勇気を

先の総選挙で民主党は、国民の皆さんのご支持をいただき、二大政党制の一翼を担う政党として認知されるようになった。今回の参議院選挙では、このマニフェストを通じて、民主党の考え方や政策に対し、さらなる理解を深めていただきたいと思っている。民主党が、困難な課題についても、国民の皆さんと同じ目線で、率直に語り合い、この国の未来に対する責任をともに果たしていく政党であることを、より多くの人に認めていただきたいと強く願っている。

誰かが変えるのではない。皆さんの意思ある選択によって、この国を変えることができる。勇気を持って、未来に対する責任を一緒に果たしていきましょう。

2004年6月24日

民主党代表

岡田克也

民主党 8つの約束

-
- 1 全ての人に安心を
年金制度の「一元化」により、
多様なライフスタイルを応援する。
- 2 元気は足元から
補助金を「地方の財源(18兆円)」に切り替えて、
地域の工夫を引き出す。
- 3 つよい農業をつくる
「直接支払制度」を確立し、意欲ある担い手が
農業・農村を活性化する。
- 4 市場のことは市場に
事業規制を原則「撤廃」し、
公正なルールの下での競争を刺激する。
- 5 チャレンジを応援する
「ヤングワーク・サービスセンター」で、若者の資格取得、
就職をサポートする。
- 6 未来への責任
国の役割を縮小し、
地域に「教育力」を取り戻す。
- 7 意思をもって立つ
国際協調を軸に、
「自立と対等」の外交を実現する。
- 8 自ら襟を正す
政治の「透明度」を高め、
常識が通じる政治を実践する。

全ての人に安心を

民主党8つの約束
1

年金制度の「一元化」により、多様なライフスタイルを応援する。

これからの時代、私たちは一生の間に、職業が変わったり、働き方や生活のスタイルを変えたり、それに伴って収入が変化したりします。どのような人生コースを選択しても、安心できる社会基盤を整備することがますます必要となっています。民主党は、人々が多様な生き方を歩んでも公平・公正に提供される年金制度を確立するとともに、病気や事故などの事態に遭遇しても安心できる保健・医療制度の整備につとめています。

多様なライフスタイルに応える年金一元化

現在の年金制度は、職業や働き方の違い、専業主婦であるかどうかといった、さまざまな条件によって異なるものになっています。こうしたバラバラな制度のために、多様な職業選択や自由なライフスタイルの選択が妨げられ、年金に対する不安と不信が広がっています。民主党は、一日も早く、年金制度の一元化を実現して、これらの不安・不信の解消につとめます。

年金制度一元化に向けて、議員年金を廃止

「特権」ではないかと国民からの批判も高まっている議員年金は廃止します。国民と同じ年金制度に一元化して、格差や不公平のないものへと切り替えます。

年金保険料の無駄づかいをなくします

年金制度の一元化と合わせて、社会保険庁を廃止し、国税庁と統合した「歳入庁」を創設して、税金と保険料の徴収一元化体制を確立します。これにより、未納問題を解決し、年金保険料の無駄づかいをなくします。

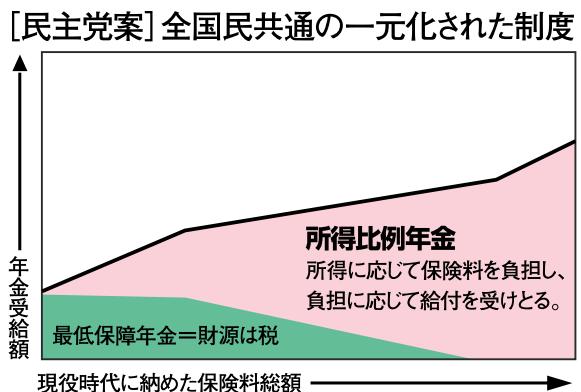
全ての人に年金を保障します

国民共通の新しい年金制度は、所得に応じて保険料を負担し、負担に応じて給付を受けとる「所得比例年金」と、所得の少ない人にも全額税金（年金目的消費税など）を財源に、一定の年金給付を保障する「最低保障年金」の二つからなります。これによって全ての国民に年金が約束され、安心して老後を迎えることができるようになります。

豊かな高齢社会を支える介護・保健・医療

グループホームや宅老所の大幅な整備など介護サービスの基盤を強化するとともに、要介護者になりにくい、重度化しにくい社会環境づくりをめざします。また、各種の医療事故や不正請求をなくすために、カルテ開示・医療費明細書発行の義務化を実現します。

- 職業による格差がない（一元化）
- 負担と給付の関係、保険料と税の役割分担が明確
- すべての人に、老後の最低限の年金給付を保障



元気は足元から

民主党8つの約束
2

補助金を「地方の財源(18兆円)」に切り替えて、地域の工夫を引き出す。

豊かな可能性をもつ日本の地域社会。そこには本来、人々のエネルギーが満ちているはずです。しかし、長い間の中央集権的な官主導の政治が、その豊かなエネルギーの発現を抑え込んでいました。そのエネルギーを解き放ち、日本中の地域社会に元気を取り戻すために必要なものは、「地域のことは地域で決める」という考え方。民主党はそんな視点から、税財源や権限を大胆に地方に移譲し、地域の再生を進めます。

国の役割を限定して、地域に権限を移譲します

大きすぎる中央省庁の役割を限定し、地域に権限を移して、地域に即した自由な政策選択が可能な仕組みにします。行政の縦割り構造に基づく事細かな規制・干渉を撤廃します。お役所が認可した特定の法人に活動が限定されていた福祉、医療、農業などの分野で、地域に住む人たちがそのニーズに合わせて、自由に創意工夫できる社会へと転換し、自治の力を引き出します。

補助金を削減して、地域が自由に使えるお金を増やします

地域主権、住民主権による地域づくりのために、権限と財源をセットで地域に移譲します。現在の約20兆円ある国から地方への補助金のうち、およそ18兆円を地域が自由に使うことのできる財源(約12兆円の「一括交付金」と5.5兆円の税源移譲)に切り替えます。これにより、地域の実情に合った自治体の自立的、自主的な取り組みを支援します。

地域主体の経済活動を応援します

「お金を貸せる銀行」をつくり、地域の中小企業の活性化を支援します。それとともに、福祉、健康、環境および情報関連産業やニュービジネスを育てて、地域経済に活力を取り戻し、地域に「仕事」や「雇用」を創り出します。また、地域の産業ニーズに見合った職業能力開発や人材育成などを支援します。



地域再生

民主党8つの約束
3

「直接支払制度」を確立し、意欲ある担い手が農業・農村を活性化する。

安全な食糧と豊かな緑を供給する農業は、国土と国民生活の基本です。

自給率を高めるとともに、意欲ある農業の担い手を育てます。

民主党は、官や政への過度の依存をもたらすこれまでの補助金農政をやめさせ、意欲ある農業経営者を積極的に支援し、豊かな日本農業を確立していきます。

農業



補助金漬け農政から直接支払制への転換

価格支持政策と補助金によって推進されてきたこれまでの農政をやめさせ、農業・農村を活性化する新たな農政の柱として、「直接支払制度」を確立します。これは、米・麦・大豆・雑穀・菜種・飼料作物などの基幹的作物や、中山間地域、環境保全型農業を対象とし、意欲ある担い手たちが、安心と展望の持てる農業へと転換します。

食の安全と輸入検査体制の強化・充実

輸入野菜の残留農薬、BSE・鳥インフルエンザの発生などにより、国民の食に対する不安は一段と高まっています。この不安を解消し、健康で安全な食を提供できるよう、地産地消や产地直送の促進、生産者表示の徹底などによって「顔の見える、信頼の農業」を確立します。それと同時に、加工食品の原材料成分や原産地表示の推進、「国際食品安全検査官」の配置をはじめとする輸入検査体制の大幅な拡充に取り組みます。国内においても、低農薬、有機農業を推進します。

農地制度の大胆な見直し

農業・農村を活性化するためには、耕作放棄地問題や、後継者難の現状を放置することなく、多様な活力が農地・農業の担い手となって活動できる仕組みへと転換していくことが重要です。そのため、転用については規制を強化する一方で、農地の利用については大胆に参入規制を緩和します。

多様な経営主体による農業活性化

大型機械の共有や集荷、販路拡大、契約栽培などの分野における共同経営や法人化を進めて、より効率的で生産性の高い農業の確立を促します。特に遊休農地などについては、NPOや株式会社に農地利用権を認め、地域に新たな雇用機会を拡大します。また、市町村が主体となって、都市のサラリーマンや定年退職者が意欲を持って農業従事者となる機会を積極的に創り出しています。

食糧自給率の確保

世界の食糧受給関係の安定に貢献しつつ、食の面から国民の安心と安全を確保するために、わが国の食糧自給率の向上につとめます。農政の大膽な転換を通じて、まず、日本の食糧自給率を現在の40%から政権交代10年後には50%へと引き上げ、将来的には60%以上の確保をめざします。

つよい農業をつくる

民主党8つの約束

4

事業規制を原則「撤廃」し、公正なルールの下での競争を刺激する。

公正なルールの下での自由な競争。それこそが経済に活力をもたらします。

民主党は「市場のことは市場に」委ねて、

民間の力がのびのび發揮できる市場社会へ大胆に転換していきます。

また、将来を見据え、中長期的展望に立って、人間の活力と産業競争力を高めるための基盤づくりに取り組みます。

事業規制を原則撤廃し、企業努力と起業意欲が發揮できる社会にします

企業家精神の発現を阻害している各種の官僚規制をなくしていきます。とりわけ、業界業種ごとにその活動分野を制限して、新規参入を阻んでいる事業規制を原則撤廃し、競争が活力を生み出す仕組みへと転換します。



公正な市場ルールを設定し、競争が活力を生み出すようにします

曖昧で不透明な商慣行や不公平取引を是正し、公正な市場ルールが守られる経済社会の確立につとめます。このため、独占禁止法の抜本改革に取り組み、公正取引委員会の権限強化を推し進めています。

モノづくりリーディング産業を育成支援します

日本の産業的優位性は、依然としてモノづくり、特に組み立て加工技術にあります。この優位性をさらに高めて、競争力を確保するとともに、アジア地域などの国際水平分業の構築に貢献していきます。この分野の研究開発を加速する税制などを整備し、人材育成に取り組みます。

ニュービジネスを支援し、雇用の創出を進めます

日本の産業の広い裾野を形成する中小企業の活性化、それはいま最も大切なテーマです。民主党は、新しい成長分野にチャレンジする多様なベンチャー企業や、意欲ある中小企業を支援するために、「お金を貸せる銀行」をつくります。また、人材育成や技術力の向上、経営ノウハウなどの分野で、重点的・総合的な起業家支援策を展開します。

競争力強化・技術力強化に向けて、知的財産権立国をめざします

国際競争力の強化、科学技術振興をはかるため、知的財産紛争処理機能の強化、知的財産権に関する専門家の育成など「知的財産基本法」をさらに具体化します。また、産学官連携や研究開発への重点投資の促進、技術移転機関の充実などに、戦略的に取り組みます。

市場のことは市場に 経済

民主党8つの約束

5

「ヤングワーク・サービスセンター」で、若者の資格取得、就職をサポートする。

仕事や暮らしの中で、その個性ある創意工夫により、自ら挑戦しようとしている人たちを応援することも、政治の重要な役割です。

民主党は、そうした「挑戦する人々」の努力が正当に報われる社会の実現をめざします。

そのことが、依存ではなく自立を選択するたくましい人間と、表情豊かな社会を創り出すと信じています。

開かれた雇用機会の保障と均等待遇の実現

雇用形態の多様化に対応して、働く意欲のある誰もが安心して働くことができ、公正な評価を受けられるルールをつくります。パートタイマーが、短時間雇用であることを理由に差別されることのないよう、均等待遇を実現します。さらに育児休業制度を拡大し、子どもが小学校に入学するまでの間、分割して取得できるように改善します。

若者がその力を發揮できる仕組みをつくります

「ヤングワーク・サービスセンター」を整備し、失業・無業状態にある若者に、個人アドバイザーによるマンツーマンの就労・社会参加支援を展開します。民間企業における職業体験訓練などのプログラムを用意し、必要に応じて手当を支給します。失業や廃業から立ち直ることができる「やり直しのきく社会」の確立をめざします。



働く意欲のある高齢者のための環境づくり

働く意欲のある高齢者に働く場の斡旋を行うとともに、募集・採用における年齢差別禁止法を整備して、高齢者に開かれた雇用機会を保障します。また、就業や社会参加に見合った能力開発を支援する仕組みを整えます。

NPO(非営利法人)や市民事業の支援

全国各地で社会サービスの担い手となっているNPO(特定非営利活動法人)に対する税制支援を大幅に拡充します。多くのNPO(特定非営利活動法人)が税制優遇措置を受けられるよう、認定要件を緩和するとともに、1万円以下の少額寄付であっても所得税の免除の適用とします。また、地域における民間活動を促進するために、すべてのNPO(非営利法人)が簡素な手続きで設立でき、税制支援を受けられるよう、公益法人制度の改革に着手します。

チャレンジたちの試みを応援します

身体などにハンディキャップを持つつも、自立生活に向けて挑戦するチャレンジたちの活動を積極的に支援します。小規模授産施設の整備・充実や、ハンディキャップに見合った福祉機器の整備を進め、誰もが安心して暮らせるバリアフリー社会を実現します。特に、ハンディキャップをもった子どもが普通に学校に通えるように、学校のバリアフリー化に取り組んでいきます。

未来への責任

民主党8つの約束

6

国の役割を縮小し、 地域に「教育力」を取り戻す。

次代を担う子どもたちがどのように育ち、いかにして自立していくか…

それらはすべて、人間教育にかかっています。

教育とは、一人ひとりの人間を育てる非常に重要な仕事です。

学校現場における「教育力」が大きく衰えている今日、民主党は地域の中に学校教育を取り戻し、

家庭やコミュニティが子どもたちの育つ環境を支える、そんな教育の姿を実現していきます。

教育現場の現実を直視し、 学校教育の立て直しに全力をあげます

学級崩壊、校内暴力、基礎学力の低下など大きな問題に直面している教育現場。全ての子どもたちに等しく、学ぶ機会が与えられるためには、公立の中学校を立て直すことが何よりも必要です。議論より、実行です。官僚が机の上で考えるのではなく、各地ですでに行われているさまざまな試みが、全国規模で広がるようサポートします。教育現場により質の高い多様な人材を登用します。例えば、30人以下の少人数学級の実施をはじめ、学校長の公募や民間人の登用、地域と一緒にした総合学習・個別学習を推進します。地域に教育を委ねることにより、教育機会の選択の幅を広げます。「学校選択の自由」を広げて、親や子どもたちに多様な教育機会を提供します。

開かれた学校経営を促進します

人間としてのたくましさを身につけ、大人たちの豊かな経験に触れる機会をつくるために、「地域に開かれた学校」づくりをめざします。子どもへの全人格的な教育を学校に任せきりにするのではなく、家庭、学校、コミュニティが一体となって問題の解決に挑戦することが大切です。また、学校法人以外の組織であっても学校経営に携わることができるように仕組みを導入し、多様な形態のコミュニティスクールの形成を促します。

奨学金制度の充実によって、 いつでも学べる機会を提供します

奨学金制度を大幅に改善します。親の経済状態に左右されることなく、希望者は、誰でもいつでも利用できるようにします。学費のみならず最低限の生活費も貸与します。これにより親の支援を一切受けなくても、またいったん社会人になった人でも、意欲があれば学ぶことができるシステムをつくります。さらに大学教育に一定の競争原理が働くよう、補助金に頼らず、相互に切磋琢磨する仕組みへと転換します。



国の役割を特化し、 地域に教育力を取り戻します

教育内容への国の関与を縮小します。かつての文部省のように学校教育に事細かに関与する仕組みや、教科書検定制度は廃止します。国の役割を初等・中等教育の水準の維持・向上に特化し、教育現場のことは教育現場で決める仕組みに変えます。例えば、文部科学省の初等・中等教育部門などは「中央教育委員会」に改組し、学校教育の計画・運営・授業内容などについてはすべて地域に委ねます。

教育

外交安保

民主党8つの約束
7

国際協調を軸に、「自立と対等」の外交を実現する。

「顔の見えない国」と言われてきたこれまでの日本。

それは、外交を貫く強い意思を欠いたままに、世界に対して受け身の外交姿勢をとり続けてきた結果といえるでしょう。

民主党は、この消極姿勢を転換させ、明確な外交意思をもつ国際国家・日本を創り上げていきます。

世界の国々と協調・協力し、問題解決に能動的に対処する積極外交を推進して、

「世界から信頼される国」日本を実現します。

国際協調を重視し、国連機能の強化に取り組みます

国際協調を重視する立場から、国連が行う活動に積極的に参加していきます。国連改革に取り組み、国内世論と加盟国の支持を前提に安全保障理事会の常任理事国入りをめざします。国連が進める平和創造のための活動には、より踏み込んだ参加を行うこととし、「国連待機部隊」のあり方について具体的に検討していきます。

自立・対等の日米関係を構築します

日本と米国との関係については、最後は米国に従うしかないといった依存の関係ではなく、自立・対等の成熟した同盟関係を構築します。国際協調と日米同盟が両立するよう、米国政府に対して粘り強く働きかけます。安全保障だけでなく、政治・経済・文化の各方面で懐の深い日米関係をめざします。地位協定の見直しや沖縄米軍基地の縮小等についても協議を進めます。

「アジアの中の日本」を実現します

東アジアにおける総合的な地域協力関係を構築します。自由貿易協定(FTA)締結、環境対策や犯罪対策、そして地域安全保障協力など多角的な連携強化に取り組み、「アジアの一員」としての役割と責任を果たしていきます。また、「北東アジア・フォーラム」の構築に向けて、関係国との間に信頼醸成を高め、安全保障対話が進展するよう強いリーダーシップを發揮します。

新たな脅威に対応できるよう、防衛体制を再構築します

ミサイル、テロ、ゲリラ、サイバー攻撃、不審船・武装工作員など、多様で新たな脅威に柔軟に対抗できる新防衛体制を確立します。これらに必要な予算については、既存の防衛予算の振り替えなど、効率的・効果的に対処します。

世界に向けて、「環境外交」を推進します

地球温暖化問題やオゾン層破壊問題などに率先してリーダーシップを発揮し、「環境外交」を推進していきます。同時に、貧困、人権侵害、麻薬、感染症など人間の安全保障にかかわる諸課題に対しても、各国と協力して解決をはかっていきます。

民主党8つの約束
8

政治の「透明度」を高め、常識が通じる政治を実践する。

政治家が国民の信頼を失っている日本。

民主党は、この現状を変革し、国民の手に政治を取り戻すことこそが、

日本再生に最も必要なことの一つだと考えています。

政治不信が根強く、無関心が大勢を占める社会に、本気の活力は生まれできません。

政官業のゆきや官僚行政への強い依存を断ち切り、政治が本来の役割を果たすようになることが大切なのです。



政党と政治家が自ら襟を正し、政治に信頼を取り戻します

まず、不透明な「政治とカネ」の関係に鋭いメスを入れ、不正をただしていきます。民主党は、すでに政治資金収支について、監査法人による外部監査を行っていますが、これを法律で全ての政党に義務づけます。

政官業ゆきの構造を断ち切り、まっとうな政治を実現します

補助金の地方への財源移譲、各種事業規制の撤廃を通じて、政官業ゆきの温床をなくします。また、公共事業受注企業からの政治献金を全面禁止にします。企業・団体献金の全面公開を実現するとともに、個人献金に対する税制優遇制度を改善します。さらに、後を絶たない国会議員による口利き事件を厳しく抑制する「あっせん利得処罰法」の抜本強化を実現させます。

一票の格差を是正するとともに、国民の政治参加の機会を増やします

憲法が掲げる「法の下の平等」に反した一票の格差を、これ以上放置することは許されません。国民一人ひとりの意思の公平な反映なくして、眞の民主主義は成り立ちません。同時に、民主主義の活性化をめざして、選挙活動におけるインターネット解禁、若者の政治意識の高まりに応える18歳選挙権の実現、候補者と有権者との直接対話を促進する戸別訪問の解禁などに取り組みます。

不正の温床・官僚の天下りを禁止します

特殊法人・認可法人・公益法人に官僚が天下り、複数の団体や営利企業を渡り歩いて、国民感覚とはおよそかけ離れた高額な退職金を受け取る、いわゆる「渡り鳥」が後を絶ちません。それどころか、このような天下り官僚が政官業ゆきの媒介となり、不正・不祥事を発生させています。民主党は、この不正の温床、官僚の天下りを全面禁止し、国民の生活感覚に合った政治・行政へと立て直します。

国会議員定数の1割以上、国家公務員人件費総額の1割以上の削減

何よりもまず、政治家や政府が自ら襟を正すことが大切です。民間が取り組む企業努力に対応する試みとして、国会議員定数の1割以上、国家公務員人件費総額の1割以上のカットを早急に行います。また、議員年金を廃止するなど必要以上に議員特権をもたらす仕組みをなくしていきます。

政治改革



M マニフェスト政策各論

民主党は、昨年の総選挙以後の検証を経て、国民の声を聴き、変えるべきところを変え、マニフェストの内容をさらに進化させてきました。来るべき次期総選挙での政権交代にかかる、「民主党の政策ビジョン」をご一読ください。

未来へ向かう創憲

○日本ではいま、時々の状況に流されて政府が行う恣意的な解釈が、憲法の「空洞化」をもたらしています。このままでは、「空洞化」はますます進行し、国民の憲法に対する信頼感はいよいよ損なわれてしまします。私たちは、立憲主義を基本に捉えること、すなわち憲法は現実政治の中に生きられるものでなければならないと考えているので、憲法の条文を「守る」ことに汲々として、その形骸化・空洞化を放置する立場はとまりません。憲法を鍛え直し、国家権力の恣意的解釈を許さない、確固たる基本法としての構造を確立することが必要だと考えています。民主党は、こうした考え方を受け、過去ではなく、

未来に向かって創造的な議論を進めています。すなわち「創憲」の立場に立ち、日本国憲法が高く掲げる「國民主權」「平和主義」「基本的人權の尊重」の三つの根本規範を、21世紀の新しい時代にふさわしいものへとさらに豊富化させていきます。

○「日本国の象徴」にふさわしい開かれた皇室の実現へ、皇室典範を改正し、女性の皇位継承を可能とします。

自立的な外交と国際協調

1. 自立的な外交と国際協調を進めます。

受け身の外交姿勢を改め、日本を明確な外交意思をもつ国に変えます。日米同盟を本当の意味で強化するために、「協力すべきは行う、言うべきは言う」ことを対米関係の基本姿勢とし、日米関係を成熟した同盟に強化します。アジア地域における相互協力と信頼醸成を進め、FTA(自由貿易協定)の締結促進など経済協調の推進、地域的安全保障、そして環境や教育、犯罪対策などを含めて、アジアの一員としての連携と協力を強化します。様々な疑惑や効果について疑問が呈されてきたODA(政府開発援助)については、透明性、効率性を重視した外部監査・業績評価を徹底するとともに、国連の取り組みとの連携をはかります。特に、環境・人権・紛争予防、人間の安全保障の観点から、新たな外交ツールとして、再生させます。また、国連改革に積極的に取り組み、国内世論と加盟国の支持を前提に日本の安保理常任理事国入りをめざします。国民の間にも理解と支持が定着しているPKOに関しては、多様化するPKOの要請に応すべく、派遣される隊員の武器使用基準や、参加条件・規模・期間等に関する国会の閣与のあり方を見直します。国連の要請に対しては、国連待機部隊構想などについて検討を進め、日本として国際平和の維持・構築・創造に正面から関与できるようにします。集団殺戮や戦争犯罪など、国際法上看過できない事態に対応していくために、「国際刑事裁判所」(ICC)への早期加盟をめざします。

2. 国民を守ることができる防衛力整備への転換をはかります。

政権取得後2年以内に新たな防衛構想を策定し、自衛隊の体制・装備・運用などを見直して、ミサイル、テロ、ゲリラ、サイバー攻撃、不審船・武装工作員などの多様で新たな脅威に柔軟に対応できるようになります。弾道ミサイル防衛については、その必要性を踏まえ、費用対効果など総合的観点から検討を進めます。これらに必要な予算は、防衛予算の中での振り替え対応し、負担増を抑えます。また、領土問題に関連して、領土主権回復の象徴である北方領土問題の早期解決へ取り組むとともに、尖閣諸島・竹島を含む我が国領土・領海・排他的經濟水域を守る対策を進めます。

3. 緊急事態に迅速に対処するため、「緊急事態基本法」の制定と「危機管理庁」の創設をめざします。

来年の通常国会において、緊急事態の定義、基本的人権の尊重、国・地方公共団体の責務、国会の閣与、等を内容とする「緊急事態基本法」(仮称)を制定します。また、危機管理庁(日本版FEMA)の創設により、国内テロ、大規模自然災害や有事など、各種の緊急事態に迅速に対応できる態勢を整えます。

4. 拉致事件の解決など北朝鮮問題に正面から取り組みます。

拉致事件の解決は、日本の主権、人道上の見地から喫緊の課題であり、被害者

家族全員のすみやかな帰国、特定失踪者問題の真相解明など、拉致事件の全面解決を北朝鮮に強く迫ります。また、核・ミサイル問題は、地域の安全にとって重大であり、その解決により、信頼醸成機構への発展をめざします。改正外為法・特定船舶入港禁止特別措置法の成立を踏まえ、法律の適用も視野に拉致事件、核・ミサイル問題の解決に全力をあげ、一定の期限内に実質的・具体的な進展が見られない場合、六者協議の場に加え、国連安保理での問題解決を求めていきます。また、脱北者問題に積極的に取り組むとともに、不審船等による密入国、密輸・覚醒剤事件の取り締まりなど、海上警備体制の強化をはかります。

5. 改めてイラクへの復興支援のあり方を見直します。

サマワに展開する自衛隊は、主権移譲を踏まえ、撤退すべきです。現地は、イラク特措法に定める「非戦闘地域」という派遣要件を満たしておらず、死傷者が続発しています。イラク特措法は、主権移譲前までの「人道復興支援活動」と「安全確保支援活動」を想定しており、主権移譲後の多国籍軍への参加を前提に、イラク特措法を援用することは容認できません。イラク暫定政権への主権移譲を認める新たな国連決議の採択は評価しますが、我が国の復興支援活動への参加のあり方については、真に機能し、イラクや中東の安定に資する国際協調体制の再構築に日本は努力すべきです。また、目的・任務に武力行使を伴う多国籍軍への参加は、指揮権の問題など、憲法上の疑義があることから、多国籍軍の一員として、自衛隊をイラクに派遣すべきではありません。

6. 犯罪対策の強化など「日米地位協定」の改定に着手します。

わが国の外交安全保障の基軸である日米同盟を健全に運営するため、凶悪犯罪容疑者について起訴前に日本の司法当局に引渡しを認める原則や、米軍施設への日本法令の適用原則、環境保全条項などを盛り込むことをめざし、日米地位協定の改定に着手し、3年を目途に結論を出すことを目標にします。なお、協定改定の交渉中も、アジア情勢等を踏まえつつ、日米の役割分担を見直し、米軍の在外基地の再編(トランسفォーメーション)の機会にあわせ、在沖縄海兵隊基地の国外への移転を目指します。普天間基地の返還については、代替施設なき返還をアメリカに求めます。

7. 大使等の民間登用率を2割に向上させます。

「日本の顔」として柔軟かつ効果的な外交を展開するため、在外公館のあり方を見直すとともに、大使等(特命全権公使を含む)の任用を、学者、NGO関係者、首長や政治家経験者などに広げ、日本人の顔の見える活力ある外交を推進します。大使等の民間人登用は、当面20%を目標とし、政権獲得後の4年間で達成します。

強い経済を再生

1. マクロ経済政策の健全化をめざします。

マクロ経済政策は財政政策と金融政策で運営されていますが、この2つを健全化することが急務です。財政政策は、歳出削減と税制改革によって財政赤字(国債発行額等)を縮小し、プライマリーバランス(利払い費を除く財政収支)を早期に均衡化させます。金融政策は、ゼロ金利と量的緩和という異常な政策ができる限り早く終息させ、正常な状態に戻します。景気対策は、異常なマクロ経済政策だけに頼るのではなく、規制改革を中心とする構造改革や、真の分権推進による地域の活性化、FTA推進等による通商活性化、研究・技術開発への支援強化による産業競争力向上、為替レートを中心とする交易条件の改善などに取り組むことで、バランスよく行っています。

2. 景気を回復させ、「仕事」と「雇用」を生み出します。

強い経済を再生させて景気回復・雇用拡大を実現するためには、民間需要を掘り起こし、内需を拡大することが必要です。現在及び将来に対する不安の解消と、眠っている需要に対応した新しい仕事・産業の掘り起こしによって、経済再生への着実な一步を踏み出します。

[1] 地域主体の雇用創出、職業教育を進めます。

中小企業対策や分権による地域経済対策、「緑のダム」をはじめ公共事業の転換、福祉・環境部門の産業育成、良質な住環境の整備、NPO育成等、公的部門を含めた積極的雇用創出などによって、新たな就業機会を拡大し、雇用を増やします。また、地域の創意工夫を生かした職業教育の充実をはかります。

[2] 高齢者の暮らし、子育てなどの不安解消で、需要と消費を掘り起こします。年金・介護や子育て・教育、医療など現在と将来の不安解消をはかることで、消費を喚起します。特に、高齢者が暮らしやすい社会を創るために産業や、子育てのしやすい社会を創造するための産業を育成することで、「安心」を醸成しつつ、新たな「仕事」をつくります。

[3] ローン利子所得控除制度創設など、生活重視の経済に転換します。

住宅や自動車に関するローン利子所得控除制度を創設することをはじめ、高速道路無料化による物流コスト軽減、余暇時間に有効活用できるための基盤整備、環境保全型産業の育成などを通じて、眠っている需要を目覚めさせ、生活重視の経済、「経済のソフト化」を進めます。

[4] 事業規制原則撤廃を進め、企業努力と起業意欲を増進させます。

民間の活力と創造力を引き出し、新たな需要を掘り起こすために、民間事業活動に関する規制の撤廃、公正競争の環境確保などを進めます。そのため、事業規制原則撤廃の基本方針などを定めた法律案を国会提出し、その成立をめざします。

[5] 競争力強化・技術力強化に向けて、知的財産権立国をめざします。

国際的競争力の強化、科学技術振興をはかる戦略に立って、知的財産権強化に取り組みます。「知的財産基本法」をさらに具体化し、知的財産紛争処理能力の強化、知的財産権に関する専門家の育成、地域をはじめとする産学の連携強化、研究開発予算の配分見直し、研究者の意欲向上につながる環境の改善、TLO(技術移転機関)の充実、模倣品問題や特許侵害対策の強化を進めます。

[6] 國際標準並みに独禁法を抜本改正します。

経済取引の基本法である独占禁止法を抜本改正し、①課徴金を国際標準並みの水準に引き上げ②措置減免制度(自発的に自らの違反事実の情報を提供した事業者に対する措置=課徴金などを減免する制度)の導入③官製談合に関して、行政に対する強制調査権や業務改善命令権の付与などを実現します。

[7] 周波数のオークション制度導入や独立した競争監視機関を設置します。電波の有効利用促進のために周波数のオークション制度等を導入します。同時に、公正な競争を促進するために独立した行政機関として「通信・放送委員会(日本版FCC)」を創設します。

3. 税金の使い道を徹底的に見直し、財源を確保します。

[1] 10兆円の歳出をカットします。

デフレ不況の下では、税収増加も歳出全体の大幅な縮小も著しく困難です。民主党は政権獲得後、経済の安定成長が実現できるまで、現在の財政規模を原則として維持します。財政の健全化を進めるためにも、経済再生が最優先の課題です。しかし、現状において効果を度外視した財政の放漫運営を行うことは、将来世代に過大な負担を押し付けるだけでなく、将来不安の拡大や長期金利の急騰を招くなど財政に対する不信を増大させ、結果として経済再生を妨げることになります。国民に分かりやすい予算制度に改革し、税金に巢食う「お化け」を徹底的に退治し、当面、予算の使い道を大胆に転換することで、財政規律を維持しながら、経済再生を進めます。政権獲得後の任期中において、徹底的な行政改革等を通じて10兆円程度の歳出カットを行い、これを時代に即した政策の実現や財政再建の財源に充てます。

[2] 特別会計の情報公開を徹底し、不要なものは廃止します。

不透明で、各省庁の既得権益となっている特別会計については、徹底した情報公開、財政全体の状況が分かりやすい会計情報の作成・提供を行います。その上で、特別会計としての意義を失っているもの、一般会計からの補助金に依存しているものなどを速やかに廃止していきます。

4. 税金の使い道を大胆に変えます。

[1] 公共事業のムダを止め、生活・環境重視に転換します。

国直轄の大型事業を3割、9000億円を目標に削減します。無駄づかいの象徴である川辺川ダム事業(熊本県・総事業費2650億円)や吉野川可動堰計画(徳島県・総事業費1040億円)など、大規模な直轄公共事業の建設や計画を速やかにストップし、真に地域振興となる事業に振り替えます。さらに、徳山ダム(岐阜県)をはじめ他の個別事業についても精査し、凍結、中止、見直し等に分類して、できるものからただちに着手します。工事が相当進んでいる諫早干拓事業(2490億円中2250億円が執行済)、工事が終了した長良川河口堰などについても、住民・自治体の意見を聞きながら今後のあり方を見直します。事業量を減らすのではなく、国・地方公共団体の入札の一般競争入札化や官製談合防止法の強化、電子入札の導入促進などを含めた入札改革で談合を防止し、より少ない経費で、多くの事業を可能にします。

[2] 道路公団を廃止し、高速道路を原則無料化します。

政府が成立させた道路公団民営化法はまさに名ばかりの法律で、無駄な高速道路を作り続ける仕組みは変わりません。民主党は、地域でも高速道路を使いややすくし、物流コストの引き下げ、生活の利便向上をめざしてフリーウェイとするとともに、さまざまな「族お化け」がはびこっている道路を「つくる、利用する、管理する」それぞれの面において、地域と国民の手に取り戻します。

①道路公団廃止と高速道路原則無料化

多額の投資をしながら有効活用されていない高速道路を生かすことで、地方を活性化するとともに、流通コストの削減をはかるために、高速道路は3年以内に、一定期間一部大都市を除いて、無料とします。道路関係四公団(日本道路公団・首都高速公団・阪神高速公団・本州四国連絡橋公団)は廃止します。無料化によってコストが削減するだけでなく、出入り口を大幅に増設できるところから、地方の高速道路が暮らしに生かせる道路としてよみがえります。また農産物・畜産物・水産物の消費地への流通コスト・時間コスト削減は、農林漁業など生産者の基盤強化にもつながります。高速道路に係る債務返済と道路の維持管理には、年間2兆円が必要ですが、現在、国と地方を合わせて9兆円に達している道路予算の一部振り替えと、渋滞・環境対策の観点から例外的に徴収する大都市部の通行料でまかねます。

②道路特定財源廃止・自動車関係諸税軽減・環境税創設

自動車にかかる税金が、道路建設を優先するために高く設定されてきたことを踏まえて、道路特定財源を一般財源化するとともに、税金を大幅に引き下げます。道路特定財源の廃止法案と、自動車重量税半減・自動車取得税廃止の税制改革法案を国会提出して、その成立をめざします。同時に、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぎ、また京都議定書の議長国としての国際的責任を果たすため、わが国産業競争力の維持に配慮した措置を講じつつ、実効ある温暖化対策として二酸化炭素の発生源に、環境負荷の程度に応じて炭素含有量1トンあたり3000円程度の税金をかける「環境税」を創設します。

分権革命 — 地域のことは地域で決める社会

地方分権は、日本社会の構造を根本から改め、地域それぞれの多様な活性化を実現し、住民の厳しい目によって財政再建を可能とする、真の構造改革です。民主党は、地域住民が自ら考え、自ら行動できる「自主・自立・協働」できる社会を実現し、地域の持つパワーが存分に発揮できる環境をつくります。中央集権の全国一律・国民不在の「高コスト・不満足」社会を、多様で住民が主役となる地域主権の「低コスト・満足社会」へと転換します。

1. 地方へ18兆円の税財源を移譲します～税金の使い道は地域で決める。

霞ヶ関の縦割りが地域住民の生活にまで影響を与えていました。その最たるもののが補助金です。民主党は、税金の使い道を地域が自らの責任で決められるようにします。そのため、現在の約20兆円の補助金のうち、国が責任を持つべき補助金（生活保護など）以外の約18兆円を原則廃止し、これを税源移譲や一括交付金（国は大枠の使い道のみ定め、実際の使途は地方が決定できる財源）に改めます。自治体の使い勝手の良い財源が飛躍的に増えることによって、今までの「縦割り」を排し、例えば高齢者福祉と保育の複合施設の建設など、地域の行政ニーズに応じた「横割り」の税金の使い方が可能となります。また自由な財源を背景に、各地域の「善政競争」を展開することによって、地域の活力が生まれ、自治体の集合体である日本の活性化が可能となります。

2. 市町村に権限・財源を優先的に移譲し、住民が主役の社会をつくります。

地方分権とは国に集中する権限を、住民（国民）に返すことです。そのためには、住民に最も身近な市町村に、できる限り権限と財源を移譲します。その上で

住民参加、住民による行政の評価や監視が容易にできる環境を整備し、住民が地域の主役であることを明確にします。政策の決定に住民が参加し、意思を反映するために最も重要な「情報公開」「住民の直接参加」を強化するための「住民自治推進基本法案（仮称）」や「住民投票法案」を国会提出し、その成立をはかります。また法律の範囲内で地域のルールを地域が独自に決められる権限を拡充（法律による直接委任条例の範囲の拡大等）し、住民参加・住民協働による手応えのある地域づくりを可能とします。

3. 中央政府の権限を限定し、その範囲で強い政府をつくります。

国にあまりにも多くの権限が集中していることが、全国一律の「硬直社会」、住民が政治行政から疎外される「不満足社会」、地方が国に依存する「依存社会」をつくっています。民主党は、政権獲得後の任期中に、中央省庁の権限を限定して、地方自治体との間の権限配分を明確にすることなどを内容とする地方自治確立に関する法律を制定します。これによって地域のニーズに応じた「柔軟社会」、住民が政治行政に参加しやすい「満足社会」、自治体間の健全な競争による「競争社会」をつくります。また国は、外交、安全保障、通貨、金融など限定された範囲の中で、機動的で効率的な強い政府をつくります。

4. 道州制の実現へ制度整備に着手します。

基礎自治体の規模拡大、基盤強化の中で、道州制の実現へ向け制度整備に着手します。同時に、住民に一番身近なコミュニティを活性化することによって、自立と共生の社会を実現します。

5 NPO（非営利法人）を育成し、市民活動を活性化

1. 特定非営利活動法人を税制でも支援します。

特定非営利活動法人（特活法人）を、地域の公共サービスの担い手、雇用を創出する主体として育成・支援し、市民活動の活性化を応援します。現在、全国1万6000余の特活法人のうち、わずか23法人（2004年4月現在）しか税制支援は認定されていません。まずはその認定要件を大幅に緩和し、特活法人が認定を受けられやすくなるようにします。また、少額寄付をしやすくするため、寄付の所得控除を1万円以下でも認めます。

2. 公益法人制度を抜本的に見直します。

民主党は、市民・協同セクターの形成に取り組みます。民間の市民活動を促進するために、民法34条「公益法人」の規定を改正し、非営利法人の一般法を制定します。新たな非営利法人は、①主務官庁による許可制を廃止し、登記により設立できることとします。②法人税は、原則非課税（但し収益事業は課税）とします。③一定の要件（民主党が提案する特活法人の支援税制と同様の要件）を充たしている法人については、みなし寄付制度や寄付控除等の支援が受けられるようにします。

6 金融円滑化で中小企業を再生

1. 「お金を貸せる銀行」をつくります。

政権獲得後速やかに民主党「金融再生ファイナルプラン」の実施に着手し、2年内をめどに信用創造と金融仲介機能を回復させます。

① 中小企業金融（自営業者を含め、個人の信用に基づき受けている融資）を、大企業向けの貸付と明確に区別して取り扱います。担保に偏らずキャッシュフローに重点をおいた中小企業向け金融検査マニュアルを、大企業向けとは別につくり、貸し渋り、貸しはがしを解消させます。また、政府系金融機関融資における個人保証を5年間で撤廃します。

② 金融機関の地域への寄与度や中小企業に対する融資条件などについて情報公開させる「地域金融円滑化法案」の成立をはかります。

③ 大企業に対する貸付については、厳格な金融検査を通じて不良債権の実態を明らかにします。バブル経済に対する大企業・銀行経営者及び行政の責任を明らかにしつつ、必要があれば公的資金を大胆に投入して、銀行の貸し出し余力を回復させます。

④ 中小企業者に対する金融の円滑化をはかる観点から、銀行に、貸付条件等の説

明義務、書面の交付義務、貸付方針の策定義務を課す法律案の成立をはかります。

2. 中小企業予算7倍増、政府系融資の個人保証撤廃などにより「再起できる中小企業政策」を展開します。

地場産業と商店街に元気を取り戻すため、中小企業むけの助成や商店街の活性化のための予算を7倍増にする年次計画をつくり、まず最初の年度予算では倍増させます。エンジン税制の改善などにより、事業立ち上げ時に資金が円滑に集まる仕組みを構築し、起業の促進もはかります。また、金融再生ファイナルプランに加えて、個人保証を余儀なくされている中小企業金融の誤った常識を転換させるため、政府系金融機関（国民公庫、中小公庫、商工中金）が行う貸付けは、5年間で原則として個人保証をなくします。

3. 郵政改革で国民サービスの向上と、地域・中小企業への資金供給を進めます。

昨年4月に郵政公社が発足しましたが、郵便事業の実質的独占、郵貯資金等の特殊法人による無駄づかいなどの弊害は除去されません。「民営化」の掛け声や見せかけの改革ではなく、現実に国民生活の向上・地域経済の活性化に資する郵政改革を進めます。民主党は、現在の郵便ポスト10万力所設置などの高すぎる郵便事業への参入要件や、経営に対する過剰な行政の関与を排除し、

2年以内に、ユニバーサルサービス（全国どこでも一律料金で配達）を前提として、民間企業の参入を大胆に進めます。また生活者の観点から、例えば郵便局でパースポートが取れるようするなど、郵便局ネットワークを行政のワンストップサービスの拠点として活用します。最終的な経営形態を考えるには、その前に膨大な

郵貯・簡保資金を日本経済と国民生活のために循環させる方策を決めることが先決です。まず、金融情勢を見定めつつ、郵便貯金の預入限度額及び簡易保険の加入限度額の段階的な引き下げをはじめます。さらに、郵貯・簡保資金を地域、中小企業に役立たせるシステムを市場機能を活用して構築することを検討します。

7 農業・林業・漁業を再生

今までの農政を大胆に改革します。

農山漁村の衰退、自給率の低下、食の安全に対する不信感の増大などの諸問題を解決するために、民主党は農政の抜本的な政策転換を行います。

1. 農政の柱として～補助金行政から直接支払いへ大胆に転換します。

現在の農政は、作物の価格支持政策や構造改善事業への助成を中心とした補助金漬けの行政となっています。これを抜本的に転換し、農業・農村を活性化するため、農政の柱として直接支払いを導入します。具体的には、自給率の向上に資する土地利用型作物（米・麦・大豆・雑穀・菜種・飼料作物）などに対し直接支払いをします。これに伴い、米の生産調整は廃止する一方、耕地利用率を上げるために、田の二毛作を特に推進します。この直接支払いの単価は、生産者（耕作者）が米並みの収入を確保できる水準とします。

その他、中山間地域や環境保全型農業（有機農法など）に対する直接支払いを実施します。

なお、この総額は1兆円程度とし、米の生産調整廃止に伴い浮いてくる補助金等を活用して、できるだけ農林水産省内の予算の中で取り組むように努めます。これらの施策により、現在の自給率40%を、政権交代10年後に50%に上げ、将来は60%以上にすることを目標とします。また、食糧危機に備えて、米の300万トンの備蓄を行います。

2. 消費者の食に対する不安の解消～食の安全の確保と、環境保全型農業を推進します。

輸入野菜の残留農薬、BSE・鳥インフルエンザ問題など食の安全を揺るがす問題が立て続けに起き、消費者の食への不安・不信が高まっています。こうした状況に対処するため、地産地消・旬産旬消を推進し、地域内の自給率を高めるとともに、加工食品への原料产地表示の導入、輸入検疫体制の大幅な強化、主要な食料輸出国に輸入国の立場から調査を行う国際食品検査官（仮称）を配置することなどを実施し、食の安全・安心の確保に努めます。また、国内における農林水産業の生産現場においても、低農薬・有機農業や環境保全型農業を推進するとともに、バイオマス利用の推進を行います。

3. 農山漁村の活性化～農地制度の改善と農山漁村における女性支援策を実施します。

農地制度については、参入規制（入り口規制）を緩和するとともに、農地所有者の耕作義務の明確化や転用規制（出口規制）の厳格化により、意欲のあるができるだけ多く農業に参入できるようにします。具体的には、農業生産に意欲ある株式会社・NPOなどに耕作権の継続を条件として利用権の設定を認め

ます。

農地制度については、参入規制（入り口規制）を緩和するとともに、農地所有者の耕作義務の明確化や転用規制（出口規制）の厳格化により、意欲のある

ます。また、農業に意欲あるサラリーマン・定年退職者等に対し、農業の継続・市町村の農地の利用計画に基づくこと・転用を認めないこと等を用件として、農地取得の下限面積条件を緩和します。

また、食料安全保障の観点から農地を有効活用するとともに、現在の面積477万haを確保します。

なお、農業就業人口の約6割を占める農村女性の重要な役割を考慮し、農山漁村における女性を支援するために、農山漁村女性起業支援法の制定や、農村漁村女性子育て支援ヘルパー制度を創設します。なお、これらの地域において、女性の声をより反映させるため、農協等の理事、農業委員会の委員等について、地域の実情に応じて女性の数値目標を設定し、その実現に努めます。

都市への人口集中が進んでいますが、日本の発展を考えた場合、わが国の国土の大半を占める農山漁村の活性化を抜きには語れません。そのため、都市と農山漁村の交流の推進を図るため、農山漁村において、農林漁業体験学習を推進するとともに、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムを進める施策を実施します。

4. 水産資源回復事業に「直接支払い」も。

日本はかつて世界でも有数の水産物輸出国でしたが、現在は輸入国に転落し、水産物の自給率は53%まで落ち込んでいます。資源管理を徹底し、わが国水産資源の本格的な回復をはかり、諸外国にその範を示し、漁村を再び活性化するため、魚介類の産卵場である「海藻による海中の森」を公共事業で造成するとともに、資源回復事業を実施します。また、漁村集落が行う資源回復事業に対しては直接支払いを行います。

5. 10年間で1000万haの森林を再生～「緑のダム」を育みます。

森林は様々な公益的機能を持っていますが、安価な木材輸入の増大、国産材価格の低迷などにより、林業生産活動が停滞し、それに伴い森林が荒廃しつつあります。森林に本来の保水力を取り戻すことによる水害防止効果や、森林による二酸化炭素を固定し地球温暖化を防ぐ効果に着目し、治山治水事業を中心とした環境破壊型公共事業から、環境・緑を守る持続可能な公共事業（＝緑のダム事業）へと転換し、12万人の雇用増につなげます。間伐などの森林整備を公共事業化することにより、10年間で1000万haの森林を再生することをめざし、政権獲得後ただちに年次計画を策定して、初年度に1000億円、4年後には2500億円の予算を国直轄の公共事業の振り替えで捻出します。また、公共建築物への一定量の国産材使用の義務付け等により、国産材の利用推進をはかります。そして、森林の面積や木の種類などに応じた直接支払いを導入します。

また、この計画に付随して、美しい河川を取り戻し、人々の憩いの場、多くの生物が生息する場とするために河川の自然再生事業を積極的に進めます。

8 環境・エネルギー 持続可能な社会へ

1. 環境税を創設します。

地球環境問題を解決するためには、地球環境がタダで無限に使うことのできる自由財であるという考え方を見直し、経済活動の地球環境に与える影響（外部費用）を内部化し、適正な市場経済における価格決定システムに組み入れる必要があります。特にわが国がとりまとめ役となった、地球温暖化対策の第一歩となる京都議定書の達成が極めて困難となっている地球温暖化対策では、地球温暖化ガス発生の抑止への効果的な取り組みに対しては税の軽減もしくは還付制度を設け、わが国産業競争力の維持・強化をはかります。また輸入石炭についても一定の措置を設けます。税収は、省エネルギー・新エネルギーの技術開発、設備投資、普及等に優先的に配分します。これにより、環境技術立国として、環境と雇用を両立させた持続可能な社会を構築します。なお石油税制についても、そのあり方を含め今後検討します。

を創設します。CO₂排出量（炭素含有量）に着目し、炭素1トンあたり3000円程度課税します。電力については、現在の電源開発促進税を一部組み替えて課税する炭素・エネルギー税とします。但し、その際には他に転換不可能な原料炭・ナフサ等の原材料としての使用については課税の対象から外し、産業界等の温化ガス発生の抑止への効果的な取り組みに対しては税の軽減もしくは還付制度を設け、わが国産業競争力の維持・強化をはかります。また輸入石炭についても一定の措置を設けます。税収は、省エネルギー・新エネルギーの技術開発、設備投資、普及等に優先的に配分します。これにより、環境技術立国として、環境と雇用を両立させた持続可能な社会を構築します。なお石油税制についても、そのあり方を含め今後検討します。

2. 新エネルギー予算を倍増、低公害車普及・拡大を進めます。

風力、太陽、バイオマス、波力・海洋エネルギー等の再生可能エネルギーや、燃料電池等を中心とした未来型エネルギーの開発普及のため、新エネルギー関連の予算を計画的に増額し、現行の年間約1500億円から3000億円へと倍増させます。また、電気自動車、燃料電池自動車をはじめとした環境にやさしい乗物に対する助成を強化します。すでに普及しつつある電気自動車に対する集中的助成、今後本格的実用化が見込まれる燃料電池車への支援を中心にして、低公害車の普及・拡大を進めます。必要な予算は、エネルギー関係予算全体の中での振替および環境対策予算などを充てます。

3. 安全を最優先し、原子力行政の監視を強めます。

原子力に関する行政機関を推進と規制に明確に分離し、安全を最優先させます。原子力の安全規制機関を経済産業省から切り離して、内閣府に独立した行政機関を新たに設置し、強力かつ一元的なチェック体制を築きます。

4. 地球環境保全に向けた基本法を制定し、環境外交を展開します。

人類と自然との共生の理念に基づいて、日本が世界に貢献する戦略的外交課題として、地球環境保全活動を進めます。「地球全体の環境保全」という理念を明確にし、地球環境保全に向けた基本法案を国会提出し、その成立をめざします。

安心して働ける社会

1. 誰もが仕事に就き、労働が正当に評価されるルールを確立します。

就業機会の拡大をはかるとともに、ワークシェアリングや男女共同参画の推進、不払い残業の解消などに取り組み、失業の新規発生を食い止め、就労者を増やします。経済の変化に即した労働者の権利擁護、労働債権の確保、さまざま面での官民格差の是正、国際的ルールの確立などを推進します。

2. パート均等待遇の実現、育児・介護休業制度の拡充を進めます。

民主党は正社員とパート社員などの間の合理的な理由のない格差を是正し、均等な待遇を実現するパート労働法改正案を国会に提出しました。これは短時間労働であることを理由として、賃金その他の労働条件について正規社員等と差別することを禁止するものです。また、実質的に1年以上の雇用契約を結んでいる有期雇用労働者であれば、育児・介護休業がとれるようになります。育児・介護休業制度全体についても、子どもが生まれてから小学校に入学するまでの間、月単位で2回まで分割して取得できるようにするなどの改善を進めます。

3. 能力開発と月10万円の手当支給で、失業・廃業からの再出発と暮らしを応援します。

雇用保険特別会計の安定をはかるとともに、失業給付期間が終わっても就職できない人や、自営業を廃業したなどを対象として、能力開発訓練を拡充し、最大2年間、月額10万円の手当を支給する法案を国会提出するとともに、予算を用意します(平年度約2500億円を見込みます)。また、倒産やリストラで失業した人が安心して医療を受けられるよう、医療保険料を1年間軽減します。この措置に必要な国費は年間25億円です。

4. 若者の自立のため就労支援をマンツーマンで行います。

「ヤングワーク・サービスセンター(仮称)」を整備し、失業・無業状態の若者に個人アドバイザーによるマンツーマンの就労支援、民間企業等での職業訓練などのプログラムを用意し、必要に応じて就労支援手当を支給します。学校にも行かず、職にも就かず、職業訓練も受けていない「ニート」と呼ばれる若者が集まることができる場所をつくり、相談・支援を行います。また、全国の中学2年生に5日以上の職業体験学習を実施します。

子どもが健やかに育つ社会

1. 一人ひとりに目が行き届き、親の不安が解消される教育を実現します。

一人ひとりの子どもにきめ細かく目が行き届くようにするために、民主党政権4年間において、少なくとも小学校3年生以下のクラスについて、すべて30人以下とします。毎年約800億円ずつ予算を増額し、同時に、必要教員数については配置実態などの精査を進めるとともに、必要な法律改正も進めます。学校内外での犯罪・災害から子ども達を守る対策を進めるとともに、スポーツ活動、地域交流、ボランティア、体験学習など地域、保護者、若者の協働による『充実した土曜日』を創出します。学力低下問題などに関する親の不安解消、学習指導内容を含む自治体の教育権限の充実、保護者や地域住民の学校運営への参画の推進、学校評価制度等の導入促進などについて、「教育改革基本計画」を策定し、「平成の教育改革」を順次、実施に移します。

2. 幼保一元化やNPO支援で保育を拡充し、学童保育も2万力所に増やします。

約3万人といわれる保育所入所を待つ待機児童の解消をめざし、厚生労働省=保育所と文部科学省=幼稚園という縦割りによる分離を是正し、幼稚園と保育所の「幼保一元化」を推進します。また、NPOなどが行っている駅前保育・保育ママなど地域の多様な資源の積極活用を含め、待機児童解消に向けた具体策を実行に移します。現在、約1万3000力所で行われている学童保育を4年間で2万力所に増やし、指導員も4万人から6万人へと増員します。さらに、父母の就業実態に併せた保育時間の延長などを含め、待機児童解消に向けて、少なくとも初年度約300億円の予算を確保します。

3. 次世代育成支援のための子ども手当(児童手当)を拡充します。

次世代育成を進める一環として、配偶者控除・配偶者特別控除を廃止するとともに、税の増収分で子ども手当(児童手当)を充実します。手当は義務教育終了年齢までを支給対象とし、食費、被服費をまかなえる水準とします。

4. 無利子奨学金の貸与額を50%引き上げます。

長期の不況によって親の経済状況が悪化し、途中退学を余儀なくされる高校生、専門学校生、大学生が増えていることを踏まえ、3年間の緊急措置として、無利子奨学金の貸与額を、例えば自宅外私大生で現行6万3000円を9万4500円にするなど、希望者について50%引き上げます。また、就学継続が困難な生徒に対する授業料の減免措置を行う高校への財政支援を拡充します。この政策を実施するために必要な予算は、約600億円程度となりますが、文部科学部門の予算の精査及び政府予算全体の冗費削減で捻出します。

5. 児童虐待防止へ児童福祉司を倍増します。

児童虐待を防ぐために、政権獲得後4年以内に児童福祉司を倍増し、児童相談所の体制を整備します。

6. 子どもたちを有害情報から守ります。

残虐な暴力や性暴力などの有害情報から子どもを守るため、書物の区分陳列や放送時間帯の配慮などによって、普通に暮らす子どもたちが有害情報に触

れないでいる環境をつくります。そのため、「子ども有害情報から子どもたちを保護する法律」の制定に取り組みます。また、情報化社会に生きる子どもたちが、情報のもう意味を正しく理解し活用できる能力(メディアリテラシー)を持てるような教育を進めます。

7. 「子ども家庭省」の設置に着手します。

子どもや家庭に関わる問題については、文部科学省や厚生労働省、法務省、さらに警察庁など多くの省庁にまたがり、縦割り行政の弊害が見られます。民主党は政権獲得後速やかに、子どもや家庭の問題について、一元的に政策立案・遂行する「子ども家庭省(仮称)」の設置に着手します。

高齢社会の生活基盤を保障

1. 地域介護の拠点として、グループホームを1万力所増設します。

待機要介護問題の解消をめざし、年間約850億円の予算を確保し、4年間で、地域の身近な介護拠点(グループホーム)を1万力所、約10万人分増設するとともに、ヘルパーなど必要な人員を養成します。併せて、地域の実情と自治体の創意により、都心における介護付住宅の整備やバリアフリーのまちづくり、高齢者医療の充実などを推進します。

2. 公平・透明・持続可能な制度へ、年金を抜本的に改革します。

政府与党が、先の通常国会で成立させた年金法は、単に当面の年金財政のじつま合わせを行っただけであり、全く抜本的な改革とは言えません。この政府の制度では、年金制度の直面する空洞化に対して何ら対策をとっていないばかりか、負担を現役世代に集中させているため、雇用が不安定化し、結果的に年金制度自体の維持が困難となります。そればかりか、政府与党が主張する「保険料率の上限固定」や「給付水準50%」が、国民をごまかすための数字であったことも、国会審議で明らかになりました。このようなつじつま合わせ、まやかしは決して認めることはできません。民主党は、政権獲得後、速やかに今回政府与党が成立させた法律を廃止し、その上で「公平・透明・持続可能」な年金制度への抜本改革を実現します。

①すべての年金を一元化～もちろん議員年金も廃止

国民年金、厚生年金、共済年金と職業や働き方で加入する年金制度が異なることが、未納・未加入を生み、国民の間に不公平感や不信感をもたらします。これらを全て一元化することによって、全ての人が同じ年金制度に加入し、「所得が同じなら、同じ保険料負担」「同じ保険料負担なら、同じ年金給付」という一目でわかる公平で透明な年金へと改めます。この時、保険料率は現在の厚生年金並みに抑制し、年金負担が雇用を脅かすことが無いようにします。「所得比例年金への一元化」によって、転職などの際の年金に係わる手続きを行う必要がなくなり、未加入を生む大きな要因を解消できるとともに、常に自分が将来受け取る年金額が分かるようになります。国会議員についても議員年金は廃止し、国民の皆さんと同じ年金制度に加入することとします。

②年金目的消費税などを財源に老後の最低限の年金を保障

「所得比例年金」に加えて、税を財源とする「最低保障年金」を設け、老後の最低限の年金を保障します。最低保障年金は、所得比例年金の給付額が少ない人に、より厚く支給することとして、すべての人に同レベルの国民年金・基礎年金

を支給する現行制度に比べ、相対的に少ない財源ですべての人に最低限の年金を保障できることになります。また、税が財源ですので、現行制度のような無年金者や空洞化という問題も生じません。新制度発足後の最低保障年金の財源は、予算の無駄づかいに徹底的にメスを入れて実現する国民年金庫負担分2分の1の財源に加えて、デフレ経済を克服して安定的な経済成長が回復することを条件に、年金控除の見直しや年金目的消費税の導入によって確保します。新制度への切り替えにあたっては、十分な経過期間をとり、また既に年金を受け取っている人への給付水準や、既に保険料を支払った期間に応する部分の給付水準は維持します。

③働く女性も専業主婦もどちらも納得の年金制度へ

夫婦は独立した人格であるとともに、世帯単位で家計を支えています。その両面を生かすために、夫婦の収入を合算し、その2分の1ずつを各人それぞれの収入と見なす方式(二分二乗方式)を採用します。婚姻中の年金保険料は、このみなし収入に基づき、それが納付したものとします。これによって、働く女性の不公平感も解消され、専業主婦も自分自身の年金権が確立します。

④無駄づかいの社会保険庁は廃止

所得比例年金を導入するには、すべての人の所得を正確に把握することが不可欠です。また、所得の捕捉が正確になされなければ、将来の年金財政を正確に把握することもできません。民主党政権では、正確な所得の把握を可能にするための税制改革を推進し、これに基づいた具体的な数値を示しつつ、年金改革を実行します。また行政改革の観点も踏まえて、社会保険庁を廃止し、国税庁と統合した新しい「歳入庁」で、年金保険料と税の徴収を一体的に行うこととします。

⑤基礎年金庫負担率引き上げは徹底した予算の見直しで

政府与党は、基礎年金に対する国庫負担(税金投入)を、「3分の1」から「2分の1」に引き上げるため、今後所得税や消費税の増税を予定しています。しかし、年金制度の抜本改革も行わず、年金保険料の流用にも歯止めを掛けないままに、国民に負担を求めるることは許されません。民主党政権は、徹底して予算の無駄づかいにメスを入れ、それによって生み出される財源を段階的に基礎年金に充てることで、5年間で国庫負担率を2分の1に引き上げます。

⑥「無年金障がい者」を救済へ

国民年金の対象外であったり、任意加入の時期に未加入であったために年金を受給できない全ての無年金障がい者(元学生、主婦、在日外国人、在外邦人)に対して、現行障害基礎年金並みの給付を行う法整備を早急に行います。

安心の医療

1. 早期発見・治療で安心の医療を実現します。 診療報酬改定プロセスの透明化を進めます。

受診抑制を解消し、早期発見、早期治療を促進するために、平成18年の診療報酬改定時点で、健保本人の医療費自己負担は2割に引き戻すとともに、医療制度改革、高齢者医療制度改革を進めます。また、診療報酬改定時には、薬、医療材料、医科点数、歯科点数、訪問看護等についてのデータや価格データの公表を行うとともに、パブリックコメントに付すこととします。また、診療報酬改定作業を行う中央社会保険医療協議会の委員構成を診療側、支払側、公益側(患者側を含む)それぞれ同数とし、その議事録を公開します。これらの改革は平成17年度から順次、進めます。

2. 350力所の小児救急センターを整備し、小学校卒業までの医療負担を1割に軽減します。

小児救急医療体制を整備し、政権獲得後3年内に、全国で350力所以上の小児救急センター病院を指定して、いざという時の受け入れ体制を確立します。また、小児医療に関する診療報酬の適正化をはかる一方、健康保険における小児医療の患者負担を、3歳未満については2割から1割へ、3歳から小学校卒業年次までは3割から1割負担へと軽減するため、平成17年度までに改正案を国会に提出します。必要な国の予算は約450億円と見込まれます。国費については冗費の振り替えで行い、健保については財政状況に配慮します。

3. カルテ開示・医療費明細書発行の義務化を実現するとともに、医療事故の防止に取り組みます。

患者と医師の信頼関係と協力をさらに良好なものとするため、患者に対するカルテの開示と医療費明細書の発行を義務付ける法律案を国会に提出します。また、第三者機関への医療事故報告の義務化等、継続する医療事故・医療ミス防止対策を強化します。

4. 「肝炎対策5ヵ年計画」を策定します。

薬害に起因するものも含め、潜在的な患者が200万人以上と推計される肝炎が新たな国民病といえる状況になっています。「肝炎対策5ヵ年計画」を策定し、早期発見・治療体制の充実、予防体制の確立、そして患者の生活安定を実現します。

5. 自殺予防の総合対策に取り組みます。

自殺は、本人や家族にとって悲劇であるだけでなく、社会的に大きな損失です。うつ病対策にとどまらず、予防、危機介入、事後対策にわたる、自殺予防の総合対策を講じます。

人権が尊重される社会

1. 差別の解消をめざす法律を制定します。

社会にまだ残っているさまざまな差別を解消するため、すべての障がい者(チャレンジ)に「完全参加と平等」を保障し、具体的な差別の禁止を規定する「障がい者差別禁止法」、年齢を理由とした就職差別を禁止する「年齢差別禁止法」、法務省から独立した人権委員会の設置などを盛り込んだ「人権侵害の救済に関する法」など、差別解消のための法律の制定をめざします。

2. 成年後見制度の利用を積極的に推進します。

判断能力が十分ではない痴呆性の高齢者や知的障がい者・精神障がい者が、どのような福祉サービスを受けたいか、お金はどう使いたいかなどについて、本人の意思にそった暮らし方を選択できるように、「成年後見制度」の利用促進と、運用の適正化を図ります。

3. 盗聴法、住基ネット法、個人情報保護法を見直します。

政権獲得後直ちに、盗聴法の運用を凍結し、2年以内に抜本改正の法律案を国会に提出します。また、住民基本台帳法の住基ネット条項と個人情報保護法についても、直ちに見直しに着手し、抜本改正のための法律案を国会に提出します。

4. テレビの字幕化を推進します。

聴覚に障がいがある方々もテレビ放送を楽しみ、情報を確保できるようにするため、平成19年までに、技術的に可能なすべてのテレビ番組の字幕化を実現します。

安全な暮らし

1. 信頼される警察行政を取り戻します。

本来は現場で捜査に使うためのお金を、長い間慣習的に、一部の上層部が私的流用していたという、不正経理疑惑などの不祥事により、警察行政への信頼が低下しています。第三者の弁護士・公認会計士・市民代表などからなる「警察予算適正化委員会」を設置して、警察経理の問題点の解明を行い、その調査結果を踏まえ、「報償費」「検査費」などを改廃・圧縮するとともに、現場の警察官が使い易い会計制度に改めます。また、警察法改正案を提出し、公安委員会・都道府県公安委員会に独立した事務局を設置するとともに、苦情処理制度を大幅に拡充し、市民の声を反映した警察行政を実現します。

2. 警察官の3万人増員により、落ち込んだ検挙率を回復させます。

5年間で、52%に落ち込んだ凶悪犯罪の検挙率を5年前の水準である84%に回復させることを目標とし、4年間で地方警察官を3万人以上増員して、「地域・刑事・生活安全」警察機能の拡充、防犯パトロール体制の強化と「空交番」解消を進めます。4年間、毎年7000人程度増員し、毎年約400億円ずつ、4年後には1600億円の予算を確保します。また、地域社会の防犯機能を生かすため、

4. 「肝炎対策5ヵ年計画」を策定します。

薬害に起因するものも含め、潜在的な患者が200万人以上と推計される肝炎が新たな国民病といえる状況になっています。「肝炎対策5ヵ年計画」を策定し、早期発見・治療体制の充実、予防体制の確立、そして患者の生活安定を実現します。

5. ドメスティック・バイオレンス(DV)防止法を強化します。

2004年通常国会で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称:DV防止法)が改正されました。3年後の見直し時期に、積み残しの課題を盛り込んだ改正案を国会に提出し、加害者更生プログラムの導入、保護命令対象の親族等への拡充、ファックスや電話等による脅迫の禁止を実現します。自立支援体制の強化、特に民間シェルターに対する財政等の支援の強化等のために、年間約25億円の予算を確保します。

6. 「公益通報者保護法の改正」、「公益開示法」、「危険情報公表法」で国民の生命・財産を守ります。

「公益通報者保護法」を改正し、公共の利益に資する通報をした下請等事業者

も不利益な取扱いを受けないよう保護します。同時に、公務員を対象にした「公益開示法案」、また、事業者に危険情報の提供や行政への報告等を義務付ける「危険情報公表法案」を成立させ、この三位一体の法律により、消費者・国民の生命・財産を守ります。

7. 自然災害による被災者を対象に、住宅本体への再建支援制度を確立します。

自然災害により家を失った被災者にとって、住宅の再建は、生活基盤の回復のために欠かすことはできません。現行の「被災者生活再建支援法」を改正し、住宅本体への再建支援制度を確立します。

政界、官界を大改革

[1] 企業・団体献金を全面公開します。

「口利き政治」「利権政治」の根絶をめざし、政治腐敗防止法案の成立をはかります。

① 政治家の「あっせん利得処罰法」の処罰対象を、議員等の親族や首長の秘書にまで拡大します。

② 公共事業受注企業からの政治献金を全面禁止します。

③ 企業・団体献金の公開基準を、現行の年間5万円を超えるものの公開から、全面公開へ広げていきます。民主党が既に実施している政治資金収支報告書のインターネット上の公開や、外部監査導入をすべての政党や政治資金団体に義務付けます。

[2] 一票の格差は正をめざすとともに、衆参国議員の定数を1割以上削減します。

勾留中の国会議員について、歳費等の支払いを凍結し、有罪判決が確定した場合にはこれを支払わないことを内容とする改正案の成立を図ります。3年以内に衆議院・参議院のあり方を整理し、各々の役割に適した選挙制度改革を進めます。当面する緊急課題として、一票の格差を是正し、衆参国議員の定数を1割以上削減する法案を国会に提出し、与党として各党会派に呼びかけ、国民監視のもとで議論を進め、実施します。

6. 成人年齢を18歳に引き下げ、選挙権も18歳以上とします。

若い世代に、社会の一員としての責任感を醸成し、積極的な社会参加を保障するため、成人年齢を18歳とし、選挙権年齢も18歳から付与します。次の総選挙から選挙権を付与できるよう法改正案を国会提出し、その成立をめざします。

7. マニフェストを誰もがどこでも入手できるようにします。

「政策本位の選挙」「政権選択の選挙」を実現するために、マニフェストの配布方法の制限を撤廃します。ホームページや電子メールを利用したインターネット選挙運動解禁と同時に、戸別訪問による直接対話による政策宣伝活動解禁など、選挙運動の規制改革を促進します。また、政策宣伝物の点字化、手話化の促進など、障がい者が選挙に参加しやすいように環境を整備し、電子投票制度の国政選挙への導入も促進します。

民主党政権公約 MANIFESTO (マニフェスト)

発行日 2004年6月24日

発行 民主党

民主党本部 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1
URL <http://www.dpj.or.jp>



www.dpj.or.jp

民主党・20参・届出パンフレット等第1号 発布責任者:秋元雅人 東京都千代田区永田町1-11-1 印刷者:凸版印刷株式会社 東京都文京区水道1-3-3